

集い場発見事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、長久手市居場所支援事業として展開する事業の内、集い場発見事業（以下「本事業」という。）の実施等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本事業は、地域住民が気軽に集まり、交流することができる場を整備することで、社会資源の発掘、新たな交流の創出による地域の活性化及び住民の孤立を解消し、地域共生社会の形成することを目的とする。

(事業の実施主体)

第3条 本事業の実施主体となる者（以下「事業実施者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 長久手市に在住、在勤又は在学の者
- (2) 長久手市に本店、支店、出張所、営業所、工場、事務所等を有する法人

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は事業実施者としな

- こととする。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第2号に規定する暴力団及び第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (2) 暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者が構成員又は役員となっている法人

(事業内容)

第4条 本事業は、第2条に規定する目的を達成するための集い場を運営する事業とし、次に掲げる事項を全て満たすこととする。

- (1) 長久手市内で運営を行っていること。
- (2) 誰もが気軽に訪れることができ、来訪者の交流が行われる仕組みができていること。
- (3) 1月に1回以上開設すること。
- (4) 開設日及び開設時間を利用者にわかりやすく明示し、周知すること。
- (5) 開設時間が、利用者が来訪しやすいように配慮されていること。
- (6) 無料で利用及び相談ができること。
- (7) 食事や飲み物等を利用者の求めに応じて提供する場合に、適正価格で販売すること。

なお、飲食の注文をしなくても利用者が無料で施設を利用することができること。

- (8) 軽易な相談に対応ができ、必要な専門相談窓口につなげる仕組みを整え、実施する

こと。

- (9) 当該場所が特定の政治活動又は宗教活動を目的とせず、運営方法が公序良俗に反していないこと。

(事業実施の登録)

第5条 本事業を実施する事業実施者は、集い場発見事業実施登録申請書（様式第1号。以下「登録申請書」という。）を市長に提出し、事業実施登録を行うものとする。

(事業実施登録の決定及び通知)

第6条 市長は、前条の規定により提出された登録申請書について、集い場発見事業実施登録申請調査票（様式第2号。以下「申請調査票」という。）に基づき、活動内容の調査を実施し、事業実施登録の可否を決定する。結果は、集い場発見事業実施登録決定通知書（様式第3号。以下「登録決定通知書」という。）により、事業実施者に通知するものとする。

- 2 事業実施登録者は登録申請書に記載する所在地内に認定書を設置し、利用者への周知を行うものとする。

(事業実施登録廃止の申請等)

第7条 事業実施登録者は、事業実施登録の内容を廃止しようとするときは、あらかじめ集い場発見事業事業実施廃止申請書（様式第4号。以下「廃止申請書」という。）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の承認を行う場合において、必要に応じ、条件を付することができる。

(事業実施登録者への支援)

第8条 市長は、事業実施登録者が第4条に規定する事業を実施するにあたり、次の支援を行うものとする。

- (1) 必要と認められる経費の一部を長久手市居場所支援事業補助金交付要綱に基づき交付する。
- (2) 利用者への周知のための情報発信。

(事業の取消し)

第9条 市長は、事業実施登録者がこの要領に定める要件に該当しなくなったとき又は効果的な事業展開がされていないと認められるときは、事業実施登録の決定を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項の規定により事業実施登録の決定を取り消すときは、集い場発見事業事業実施登録取消通知書（様式第5号）により事業実施登録者に通知するものとする。

(事業実施登録者に対する調査等)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、事業実施登録者に対し運営状況等につい

て、調査、確認等を行うことができるものとする。

(その他)

第 1 1 条 この要綱に定めるもののほか、長久手市居場所支援事業に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 1 月 1 2 日から施行する。

集い場発見事業実施登録申請書

年 月 日

長久手市長 殿

所在地.....

申請者名.....

（電話 — — ）

次のとおり、集い場発見事業実施登録を申請します。

記

集い場名称	
開 設 日 時	
事 業 の 対 象	
事 業 内 容	

様式第 2 号（第 6 条関係）

集い場発見事業実施登録申請調査票

調 査 日
年 月 日

調査対象者名 (集い場発見事業実施登録申請者名)	
-----------------------------	--

	調査項目	チェック欄
1	長久手市内で運営が行われているか。	
2	誰もが気軽に訪れることができ、来訪者の交流が行われる仕組みができているか。	
3	1 月に 1 回以上開設しているか。	
4	開設日及び開設時間が利用者にわかりやすく明示、周知されているか。	
5	開設時間が、利用者が来訪しやすいように配慮されているか。	
6	無料で利用及び相談ができるか。	
7	食事や飲み物等を利用者の求めに応じて提供する場合の、販売価格が適正であり、飲食の注文をしなくても利用者が無料で施設を利用することができるか。	
8	軽易な相談に対応ができ、必要な専門相談窓口につなげる仕組みを整え、実施することができるか。	
9	特定の政治活動又は宗教活動を目的とせず、運営方法が公序良俗に反していないか。	

様式第 3 号（第 6 条関係）

集い場発見事業実施登録決定通知書

第 号
年 月 日

様

長久手市長

年 月 日付けで事業実施登録申請のありましたこのことについて、下記のとおり決定します。

記

- 1 事業実施登録可否
- 2 事業実施登録可否理由
- 3 事業実施登録番号
- 4 その他

事業実施にあたっては、集い場発見事業実施要領を遵守すること。

集い場発見事業実施登録廃止申請書

年 月 日

長久手市長 殿

所在地.....

申請者名.....

（電話 — — ）

年 月 日付け 第 号で実施登録決定されました対象事業を、
下記のとおり廃止したいので申請します。

記

廃止理由

集い場発見事業実施登録取消通知書

第 号
年 月 日

様

長久手市長

年 月 日付け 第 号で実施登録決定されました対象事業につ
いては、下記のとおり決定を取消します

記

取消理由